

## 投資信託紹介推進強化に係る兼務発令

### 1 概要

この度、「総預かり資産残高拡大」に向け投資信託取扱局未配置部会においても、投資信託販売のお客さま紹介の取組を推進させるため、投資信託の紹介拠点局及び取扱者（紹介拠点局へ派遣する社員）を指定したところであるが、紹介拠点局へ派遣する社員は、紹介拠点局でのお客さま対応及び事務処理を円滑に行うため、兼務発令を行う。

### 2 紹介拠点局及び取扱者（取扱局）の取組・役割

区 分	紹介の拠点局	取扱者（取扱局）
お客さま対応 投資信託相談会 (お客さま対象)	<b>【紹介拠点局及び自部会内】</b> ・投信取扱者等を講師とした相談会を開催 ・部会内のお客さまに相談会のご案内（周知・集客）を紹介リーダー等と連携して実施 ・投資信託に関心を示されたお客さまを取扱局へご案内又は取扱局から取扱者の派遣を受け、お客さま対応を実施	<b>【自局及び自部会内】</b> ・自局において、お客さまに投資信託を販売するほか、部会内から紹介を受けたお客さま対応を実施 ・投信取扱者等を講師とした相談会を開催 ・相談会の周知・集客依頼を推進リーダーが主体となって実施 <b>【紹介拠点局に対する対応】</b> ・ <u>投資信託取扱局未配置部会の相談会等に講師として取扱者等を派遣</u> ・ <u>紹介拠点局からの派遣要請を受け紹介拠点局においてお客さま対応を実施</u>
兼務指定		取扱者を紹介拠点局へ兼務指定（支社において実施）

### 3 兼務発令対象局等

22局（局別内訳は添付のとおり）

### 4 兼務発令日時等

- ・内命：2018年5月22日
- ・発令：2018年6月1日
- ・兼務期間：2018年6月1日～2019年3月31日
- ・兼務先への兼務頻度は、月2～3回程度とする。